

軽自動車税のグリーン化特例の概要

○ 軽課

〔適用期間〕 **令和5年4月1日～令和8年3月31日**

〔適用内容〕 **適用期間中に初めて車両番号の指定を受ける減税対象車(三輪以上の軽自動車)を取得する場合には限り、当該年度の翌年度分について特例措置が適用**

| 対象・要件等 | | 特例措置の内容 |
|--------|---|---------|
| 乗用車※1 | <ul style="list-style-type: none">電気自動車燃料電池自動車天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合) | 概ね75%軽減 |
| 軽貨物車 | <ul style="list-style-type: none">電気自動車燃料電池自動車天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合) | 概ね75%軽減 |

※1 (適用期間:令和5年4月1日～令和7年3月31日)

営業用乗用車のうち、ガソリン(ハイブリッド車を含む)の場合、

平成17年排出ガス規制75%低減車両又は平成30年排出ガス規制50%低減車両について、

令和2年度基準達成かつ令和12年度基準90%達成車両は概ね50%軽減、令和2年度基準達成かつ令和12年度燃費基準70%達成車両は概ね25%軽減。

(適用期間:令和7年4月1日～令和8年3月31日)

営業用乗用車のうち、ガソリン(ハイブリッド車を含む)の場合、

平成17年排出ガス規制75%低減車両又は平成30年排出ガス規制50%低減車両について、

令和2年度基準達成かつ令和12年度基準90%達成車両は概ね50%軽減。

○ 重課

〔適用内容〕 **初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した三輪以上の軽自動車(※2) : 概ね20%重課**

※2 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車及び被けん引車を除く